

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

1. 事業所の目的及び運営方針

(1)事業の目的

認知症対応型共同生活介護事業所まごころ(以下「事業所」という)が行う事業は、認知症の状態にあるものについて、共同生活居住において、家庭的な環境と地域住民との交流も下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(2)運営方針

- ①利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行います。
- ②利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③これまでの家族との関係を大切にし、地域の中で生活できるよう支援します。
- ④サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者及び保証人の意思を尊重します。
- ⑤事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑥地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して日常生活を送ることができる拠点施設となることを目指し努力します。

2. 事業所の概要

- | | |
|----------|--|
| (1)事業所名 | 医療法人社団一真会 グループホームまごころ
*当事業所は、医療法人社団一真会 大幸医療センターに併設しています。 |
| (2)所在地 | 香川県木田郡三木町井戸 5 3 3 - 3 |
| (3)電話番号 | 0 8 7 - 8 9 0 - 3 1 5 1 |
| (4)開設年月日 | 指定認知症対応型共同生活介護(平成 1 5 年 2 月 2 8 日)
指定介護予防認知症対応型共同生活介護(平成 1 8 年 4 月 1 日) |
| (5)事業所番号 | 3 7 7 1 3 0 0 3 9 3 |
| (6)設備概要 | |
| ①建物の構造 | 鉄骨造 地上 5 階建て |

- ②建物の延べ床面積 1,270㎡
- ③事業所の周辺環境 施設の周辺は田が広がり、日当たりも良く自然にあふれているが、施設前には県道が広がり、複数の大型店舗も近い。高松市のベッドタウンとして人口も増え便利である。
- (7)医療法人社団一真会が同場所で行っている他事業
- ①医療法人社団一真会 大幸医療センター
- ②医療法人社団一真会 デイケアセンターまごころ(平成15年2月28日、香川県指定第3771300385)

3. 職員の配置状況

当時事業所では、ご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- (1)管理者 1人(常勤 3ユニット兼務)
- (2)従業者 <Aユニット> 計画作成担当者 1人(常勤 介護職員と兼務)
 介護職員 11人(常勤6人(1人は管理者と兼務、1人は計画作成担当者と兼務) 非常勤5人)
- <Bユニット> 計画作成担当者 1人(常勤 介護職員と兼務)
 介護職員 10人(常勤5人(1人は計画作成担当者と兼務) 非常勤5人)
- <Cユニット> 計画作成担当者 1人(常勤 介護職員と兼務)
 介護職員 11人(常勤6人(1人は計画作成担当者と兼務) 非常勤5人)

*夜勤時間帯(22:00～6:00)は各ユニットに常時1人ずつ配置。

4. 医療との連携

(1)併設医療機関

大幸医療センター 木田郡三木町井戸526-1

(2)看護師による健康管理

入居者の日常的な健康管理及び緊急時の対応、主治医との連絡業務にあたります。

(3)看護師による24時間連絡体制

看護師に24時間365日連絡がとれる体制を整え、入居者の病状の変化、緊急時に備えます。

5. 利用定員

本事業所の利用定員は、1ユニット9名、3ユニット27名とする。

*入居対象者

- ①要支援2又は要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態であると医師からの診断があること。
- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③自傷他害のおそれがないこと。
- ④常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同した上で、認知症対応型共同生活介護契約条項を承認できること。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料は個人の負担割合(1割、2割又は3割)を乗じた額とし、残りは介護保険からの給付とする。

<サービスの概要>

要介護状態及び要支援2の状態であって認知症の状態にあるもの(著しい精神症状や著しい行動異常がある者を除く)に対して、共同生活居住において、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行う。

項目	サービス内容
介護計画の立案	・適切なアセスメントを行い、本人、保証人が望む生活が実現できるような介護計画作成を行います。
食事	・食事時間 朝食 午前 7:30～ 昼食 午前 11:10～ 夕食 午後 17:00～ ・本人の希望、体調に合わせて時間や場所を変更します。 ・入居者と職員が、できる限りの範囲で食事の準備、後片付けを行い、役割や生きがい、充実感や達成感を持って生活していくことができるよう支援していきます。
生活介護	・一人一人のリズムに合わせた支援をいたします。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・清潔な寝具を提供します。

排泄	・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・原則、週2回の入浴又は清拭を行います。
生活相談	・入居者及び保証人からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
行政手続き代行	・行政機関への手続きが必要な場合には、入居者や保証人の状況によっては代行します。
機能訓練	・離床介助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持改善に努めます。
金銭の管理	・原則、金銭、貴重品の持ち込みはご遠慮願います。(紛失した場合の責任は負えません。) <ul style="list-style-type: none"> ・物品購入等、現金にて支払いが必要な場合に備え、預り金(現金)をお預かりします。管理している収支及び残高については報告いたします。
記録の保管	・サービス提供に関する記録を作成することとし、5年間保存いたします。

<サービス料金>

* 介護保険基本料金(介護保険利用者負担割合1割の場合)

介護度	日額	月額30日計算
要支援2	749円	22,470円
要介護1	753円	22,590円
要介護2	788円	23,640円
要介護3	812円	24,360円
要介護4	828円	24,840円
要介護5	845円	25,350円

* 加算項目

初期加算 (該当者のみ加算)	・入居後30日。 ・30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合。	30単位 /月
利用者の入院期間中の体制 (該当者のみ加算)	・入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合(1ヶ月に6日が限度)	246単位 /日

医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	・看護体制の整備や医療的ケアが必要な者の受入れについて適切に評価する観点から、体制要件と医療的ケアが必要な者の受入要件を分けて評価する。	37単位 ／日
医療連携体制加算(Ⅱ)		5単位 ／日
協力医療機関連携加算	・協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化する。	100単位 ／月
認知症専門ケア加算(Ⅰ) (該当者のみ加算)	・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入居者の1/2以上。 ・認知症介護実践リーダー研修者1名以上配置。	3単位 ／日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	・介護スタッフのうち、介護福祉士の占める割合が70%以上。	22単位 ／日
退居時相談支援加算 (該当者のみ加算)	・入居期間1カ月以上の利用者が退居後、居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用するとなった際、本人及び家族に対し退居後の生活について相談に応じた場合に、利用者1人につき1回を限度として加算される。	400単位 ／回
退居時情報提供加算 (該当者のみ加算)	・入居者の入院時に、事業所が把握している生活状況等の情報提供をさらに促進し、入院医療機関における適切な療養につなげる観点から、入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する。	250単位 ／回
若年性認知症利用者受入加算 (該当者のみ加算)	・若年性認知症利用者(40歳以上65歳未満)ごとの担当者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを行った場合に加算される。	120単位 ／日
看取り介護加算 (該当者のみ加算)	・死亡日以前31日以上45日以下	72単位 ／日
	・死亡日以前4日以上30日以下	144単位 ／日

	・死亡日以前2日又は3日	680単位 /日
	・死亡日	1,280単位 /日
口腔衛生管理体制加算	・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔くうケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。	30単位 /月
口腔・栄養スクリーニング加算	・利用者に対し、利用開始時及び利用中6ヶ月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合(6ヶ月に1回が限度)	20単位 /回
栄養管理体制加算	・管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う。	30単位/月
科学的介護推進体制加算	・利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。	40単位/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	・所定単位数の15.5%	

ご契約者は法定による介護保険利用分の負担割合を乗じた額と自己負担分をお支払いください。

契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。緊急の場合などに、認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されることがあります。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前ま

でに説明します。

食材費、水光熱費について、入院等により利用がなかった場合、日割りの対象になりません。

おむつ代、理美容費、嗜好品の購入に係る費用、電話使用料等は実費をご負担いただきます。

物品購入等、現金にて支払いが必要な場合に備え、預り金(現金)をお預かりします。

(2)利用料金のお支払い方法

料金、費用は、サービス利用料金を1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌月月末までに現金または振込、または振替にてお支払いいただきます。

(3)利用の中止、変更

利用開始予定日の前に、ご契約者の都合により認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出て下さい。

利用開始日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をいただくことがあります。但し、ご契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料
- ・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の10%
(自己負担相当額)

◆サービス利用中の医療の提供について◆

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、事業所併設診療所(医療法人社団一真会 大幸医療センター)において、診療や入院治療を受けることができます。但し、優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また診療、入院治療を義務付けるものでもありません。

緊急時の対処方法について、ご利用者(入居者)に容態の変化等があった場合は、「緊急連絡先別紙」に基づき、保証人等へ連絡するとともに、主治医あるいは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従います。

7. 入居の手続き(必要な書類など)

- ①介護保険被保険者証
- ②介護保険負担割合証
- ③健康保険被保険者証(後期高齢者医療被保険者証)
- ④身体障害者手帳(障害のある方)
- ⑤後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

⑥自立支援医療受給者証

⑦後期高齢者医療特定疾病療養受療証

※更新ごとに必ず施設までお届けください。

8. 退居の手続き

当施設は、次の事由に当てはまる場合、ご利用者(入居者)及び保証人に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

①ご利用者(入居者)のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合。

②ご利用者(入居者)が契約期間内にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

③ご利用者(入居者)又は保証人が故意または重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他のご利用者(入居者)の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はこの契約を継続しがたいほどの背信行為及び反社会的行為(職員へのハラスメント行為を含む)を行い、その状況の改善が認められない場合。

④ご利用者(入居者)が自傷行為や自殺の恐れが極めて高く、施設においてこれを防止できない場合。

介護認定によりご利用者(入居者)の心身の状況が自立・要支援1または認知症なしと判定された場合。

次の事由に該当した場合は、この契約はその翌日から自動的に終了いたします。

①事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

②施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。

③ご利用者(入居者)が他の介護保険施設に入居した場合。

④ご利用者(入居者)が死亡された場合。

円滑な退居のための援助

ご利用者(入居者)が当該施設を退居する場合には、ご利用者(入居者)の希望により、当事業所はご利用者(入居者)の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行います。

①適切な病院もしくは診療所または介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の紹介。

②居宅介護支援事業者の紹介。

③その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介。

9. 保証人

当施設はご利用者(入居者)に対して、保証人を定めさせていただきます。当施設での保証人(身元保証人)の債務は以下の通りとします。

保証人(身元保証人)
①保証人とは、一般には保証債務を負う人をいいます。
②ご利用者(入居者)が入居又は退居する際の手続き(契約・契約解除・契約終了)の義務が生じます。
③ご利用者(入居者)が月々の利用料を滞納した場合、当施設は保証人に請求することが可能で、保証人はその債務を負う義務があります。
④ご利用者(入居者)が認知症などの進行により、意思疎通・決定が難しくなった場合、保証人にその判断を委ねることになります。
⑤ご利用者(入居者)の体調が急変した場合、緊急時の連絡先及び対応は保証人になります。入院する場合は、入院手続きが円滑に進行するように当施設に協力すること、また医療同意及び入院中の対応義務があります。
⑥ご利用者(入居者)が死亡した場合、または何らかの事情で退居する場合、保証人がご利用者(入居者)の身元引受け先となります。同時に退居時の私物の引き取り、未払い料金の精算などを速やかに行う義務があります。
⑦当施設は、保証人が契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合、保証人を変更することができます。
⑧当施設は、保証人が契約を継続し難いほどの意思能力を欠くと判断した場合、保証人の変更をすることができます。

10. 苦情相談の受付

(1)当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等は以下の専用窓口で受付ます。

担当者が不在の時は、基本的事項については他の職員が対応し、担当者に引き継ぎます。

苦情受付担当者	管理者 本藏 佐智代
連絡先	(TEL) 087-890-3151 (FAX) 087-890-3152
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (木曜日は昼まで)

(2)公的機関においても、次の機関にて苦情申し立てができます。

三木町役場	(TEL) 087-891-3304
香川県国民健康保険団体連合会	(TEL) 087-822-7453 (FAX) 087-822-7455

1 1. 事故発生時の対応について

(1)介護事故発生防止

当事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。

当事業所は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じたときに、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

当事業所は、事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行います。

当事業所は、サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 2. 個人情報の保護

(1)秘密保持の厳守

当事業所及びすべての従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者(入居者)及び保証人等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

(2)個人情報の保護

当事業所は、自らが作成または取得し、保存しているご利用者(入居者)等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、法人の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。

当事業所は、法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等へのご利用者(入居者)の心身等に関する情報提供、その他、ご利用者(入居者)が『個人情報の使用に係る同意書』にて予め同意しているもの以外に、ご利用者(入居者)又は保証人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

(3)個人情報の開示

当事業所で作成し保存しているご利用者(入居者)の個人情報、記録については、ご利用者(入居者)及び保証人から開示の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示します。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができます。

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ②当事業所の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③他の法令に違反することとなる場合。

開示は書面により行います。ただし、開示の申し出をしたものの同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができます。

当事業所が保有個人データを開示しない旨を決定したときは、遅延なくその旨を通知します。

13. 人権擁護と高齢者虐待防止法

当事業所は、ご利用者(入居者)の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるもの
とします。

虐待防止に関する責任者	(理事長) 大幸 貴美子
-------------	--------------

当事業所は、虐待防止のための指針を整備します。

当事業所は、成年後見人制度の利用を支援します。

当事業所は、苦情解決体制を整備しています。

当事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的
に行います。

当事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス体制を
整えるほか、従業者がご利用者(入居者)等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(ご利用者(入居者)の家族等高齢者を
現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者(入居者)を発見した場合は、速や
かに市町村に通報するものとします。

14. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

<身体拘束等の適正化に向けての取り組み>

当事業所は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。

サービス提供にあたり、ご利用者(入居者)または他のご利用者(入居者)の生命または身体
を保護するためやむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者(入居者)及び保
証人に【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。

当事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止
に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体拘束等の適正化の取り組みを行いま
す。

身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

15. 記録の整備

当事業所は、各サービス、従業者、会計等に関する諸記録を整備します。ご利用者(入居
者)に関する諸記録については、契約が終了した日から5年間は保管管理します。

ご利用者(入居者)及びその家族は、施設に対して保管しているサービス提供記録等の閲覧
及び複写物の交付を請求することができます。

16. 感染症予防及び感染症発生時の対応(衛生管理等を含む)

当事業所の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な
管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

当事業所において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、

食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

当事業所は、感染症対策の指針を整備します。

当事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

17. 非常災害対策

当事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難、誘導にあたります。

防災設備：防火管理者を選任し、消火活動、非常放送設備等、必要設備を設けます。

防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者及びご利用者(入居者)、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

当事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

18. 地域との連携

(1)事業所は、周辺地域との相互理解に深め、地域に開かれ、地域と支え合うグループホームとなるために入居者、入居者の家族、市町村の職員、地域住民の代表等で構成される運営推進会議を設置します。

(2)2ヶ月に1回、運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聴く機会を設けています。

19. ご利用者(入居者)等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について提供する事業の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

(1)アンケート調査、意見箱等ご利用者(入居者)の意見等を把握する取り組み

(なし ・ あり)

(2)第三者による評価の実施状況

実施した年月日 (令和 6年 1月 11日)

実施した評価機関の名称 (有限会社 アウルメディカルサービス)

当該結果の開示状況 (なし ・ あり)

20. 施設利用にあたっての留意点

事項	内容
面会	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染防止対策、インフルエンザ流行時など、面会時間、方法にご配慮いただく場合がございます。 ・面会日、時間につきましては事前にご相談いただきますようお願いいたします。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず行き先と帰園時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届けください。
所持品の持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> ・家具、衣類等の持ち込みは、居室内に収まりきる範囲内でお持ちください。(備え付けの家具あり) ・季節ごとの衣類の入れ替えについて、保証人等にてお願いすることがあります。
宗教・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内での宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
食べ物の持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では、マニュアルに沿って食品、調理器具の衛生管理を行っております。感染症発生の予防のため年間を通して下記の点をお守りくださいますようお願い申し上げます。 ＜お持ち込みできないもの＞ * 生鮮食品(生魚、生野菜等) * 手作りのもの(お惣菜、お菓子) ・必ず賞味期限の分かる形でご持参ください。 ・ご利用者(入居者)のお身体の状態が変化している場合もあります。必ず職員にお声がけください。 ・基本的に当日中に食べきれぬ量、または面会時に食べていただき、余ったものはお持ち帰りください。 ・食事制限のある方や飲み込みに支障のある方もいらっしゃいます。他のご利用者(入居者)には差し上げないでください。

令和 年 月 日

所在地 香川県木田郡三木町井戸533-3
電話番号 087-890-3151
事業者 医療法人社団一真会
代表者 理事長 大幸 貴美子 (印)

指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 医療法人社団一真会 グループホームまごころ
説明者
氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者<利用者>
住所
氏名 _____ (印)
電話番号

契約者代理人<保証人>
住所
氏名 _____ (印)
電話番号